

青森県報

号外第七十五号

平成十六年
十月一日
(金曜日)

目 次

訓 令

海外産業経済交流推進チーム設置規程…………… (人事課) ……
 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓
 令…………… (防災消防課) ……

訓 令

青森県訓令第四十号

庁 中 一 般
出 先 機 関

海外産業経済交流推進チーム設置規程を次のように定める。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

海外産業経済交流推進チーム設置規程

(設置)

第一条 商工労働部に海外産業経済交流推進チーム(以下「推進チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進チームは、中華人民共和国大連市その他海外の地域との産業及び経済に

関する交流に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。

(推進チームの職等)

第三条 推進チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、推進チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 推進チームに必要な総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、推進チームの事務に従事する。
(推進チームの担当次長)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県事務専決代決規程の一部改正)

2 青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「INTER誘致推進室長」の下に、「海外産業経済交流推進チームリーダー」を加える。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

3 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「設置された」の下に「海外産業経済交流推進チーム及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

4 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「設置された」の下に「海外産業経済交流推進チーム及び」を加える。

別表第二中

ITER誘致推進班	ITER
-----------	------

を

ITER誘致推進班	ITER
海外産業経済交流推進チーム	青 海 産

に改める。

青森県訓令甲第四十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

ITER誘致推進班	ITER誘致推進室長
-----------	------------

を

ITER誘致推進班	ITER誘致推進室長
海外産業経済交流推進班	海外産業経済交流推進チームリーダー

に改める。

第三条ITER誘致推進班の項に次のように加える。

海外産業経済交流推進班

- 一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭